



町政功労者表彰

町政にご功労いただいた方々や町の公益にご尽力いただいた方々に対する功労者表彰が1月6日の年始交歓会の際に行われました。式典では、上田町長が挨拶を述べ、出席された受賞者一人ひとりに賞状と記念品が贈られました。(詳しくは11ページへ)

CONTENTS 主な内容

行革・環境・議会・上下水道	2~7
税	8~11
年金	12~13
保健センター・防災・伝言板	14~18
文化会館・体育館・図書館	19~20

平成19年度 予算を編成しています

国による「三位一体の改革」、本町の厳しい財政状況を踏まえて、平成19年度の予算編成においては、国・地方を通じた構造改革に的確に対応しつつ、中長期的な財政運営を視野にいれなければなりません。歳出の水準や内容とその仕組みと合わせて抜本的に見直し、「集中改革プラン（平成17年度策定）」に示した数値目標等の実現に向け着実な取り組みが必要です。そこで、次の9つの予算編成方針を定めました。

■基本方針 1

基本施策の着実な推進と国・地方を通じた構造改革への対応

①「川西町総合計画」の着実な推進を基本とし、直面する政策課題に積極的に取り組みます。

②国・地方の構造改革が進められる状況からも、中長期の財政運営を視野に入れなければなりません。歳出の内容を、その仕組みと合わせて抜本的に見直します。義務的な経費、裁量的な経費を問わず、財政健全化を進めます。

③施策を計画する際は、国の動向だけでなく、町としての主体性を持つて取り組みます。

■基本方針 2

行財政改革の実行

①新たな時代に相応した行財政シス

テムを積極的に構築し、事務事業等の見直しを行います。

②組織・定数等の見直しに取り組み、給与についても、社会経済情勢や国の制度改革を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

■基本方針 3

年間総合予算の編成

目的指向型の機動的かつ弾力的な年間総合予算を編成します。これにより年度途中の補正は、緊急に実施する必要のある事業に限ることになり、必要最小限で予算編成されることとなります。

■基本方針 4

事務事業の見直しの徹底、施策の優先順位の明確化

①新規の施策・事業は、既存の計画で位置づけのあるもの、19年度中

に実施することを約束されているもののみとします。既存の事業は、優先順位を明確化し、費用に見合った効果があるかの検証を行います。そして、なぜその制度が存在するのかというところまで再考し、徹底した見直しを行います。

②平成19年度の直接経費だけでなく、人件費、公債費、減価償却などの将来の負担にまで、目を向けた予算編成を行います。

③事業の経費を縮減し、内容の厳しい選択・重点化を図ります。

④PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直しを循環して管理すること）によって、歳出の水準や内容を、その仕組みと合わせて抜本的に見直します。

■基本方針 5

投資経費の見直し

国による財政措置や公共事業の見直しの動向に対応しながら、経費縮減を図ります。それとともに事業の重点化・効率化を徹底します。

■基本方針 6

財源の確保

①町税、地方交付税等の一般財源をはじめ、歳入の確保に務めます。

②受益者負担の適正化（使用料・手数料

料等の適切な改定等）を図ります。

③財源的に有利な町債を活用します。

■基本方針 7

経常経費の節減

経常経費（経常的要素の強いソフト経費を含む）については、18年度当初予算額以内で予算編成を行います（法令等により義務付けられた経費を除く）。また、その他の政策経費についても節減の強化を図り、特に補助金・交付金等については、原則事業実施に対する補助に切り替えます。

■基本方針 8

施設等の維持に係る改修年次計画の作成

施設等の維持管理を中長期の視点で計画的に行うため計画書を作成します。

■基本方針 9

今後の財政動向への対応

町税収入の見通しや国の予算、地方財政対策等の状況によっては、さらなる歳出の削減が必要となることも考えられます。その場合には、歳出削減方針を定め、予算額の減額を行います。

一般会計・特別会計の補正予算、水道・下水道料金の改定など26案件可決

☆議案第67号

平成18年度川西町一般会計補正予算

議会費では、議員辞職に伴う議員報酬、総務費では、年度末退職予定者の増に伴う負担金等、民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金、公営住宅建設費等、教育費では、学校における遊具、ポイラー等の修理、体育施設でのスポーツ用具購入費等を補正したものです。

☆議案第68号

平成18年度川西町国民健康保険特別会計補正予算

一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の増加に伴い補正したものです。

☆議案第69号

平成18年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算

制度改正によるシステム改修費の発生に伴い補正したものです。

☆議案第70号

平成18年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算

人件費の調整のため補正したものです。

☆議案第71号

平成18年度川西町水道事業会計補正予算

共済費負担率の改正に伴い補正したものです。

☆議案第72号

川西町表彰条例の一部改正

助役に代えて副町長を置くこととされたことに伴い改正したものです。

☆議案第73号

川西町行政組織条例の一部改正

町の機構改革に伴い整備したものです。

☆議案第74号

川西町副町長の定数を定める条例

地方自治法の改正により、助役に代えて副町長を置くこととされたことに伴い副町長の定数を定める条例を制定したものです。

☆議案第75号

川西町職員定数条例の一部改正

地方自治法の改正により、条例の整備をしたものです。

☆議案第76号

特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部改正

地方自治法の改正により、助役に代えて副町長を置くこととされたことに伴い条例の整備をしたものです。

☆議案第77号

川西町手数料条例の一部改正

住民基本台帳法の改正により、条例の整備をしたものです。

☆議案第78号

川西町下水道条例の一部改正

条例の整備をしたものです。

☆議案第79号

川西町水道事業給水条例の一部改正

平成18年第4回定例会が、12月12日から15日までの日程で開催され、平成18年度一般会計・特別会計の補正予算を始め水道・下水道料金の改定、医師・看護師の増員を求める意見書など26案件について、慎重に審議され、いずれも原案どおり可決されました。審議案件は以下のとおりです。

☆議案第79号

川西町水道事業給水条例の一部改正

議案第78号及び議案第79号につきましては、料金改定のための条例の整備をしたものです。

☆議案第80号

奈良県市町村会館管理組合規約の変更

☆議案第81号

奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更

☆議案第82号

奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更

☆議案第83号

山辺広域行政事務組合規約の変更

議案第80号から議案第83号につきましては、地方自治法の改正による収入役の廃止等に伴い規約の変更に必要な議会の議決を求めたものです。

☆議案第84号

川西町・三宅町式下中学校組合規約の変更

組合議会議員の定数の削減(10名から8名)にて地方自治法の改正による収入役の廃止等に伴い規約の変更に必要な議会の議決を求めたものです。

☆議案第85号

国保中央病院組合規約の変更

☆議案第86号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更

☆議案第87号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更

議案第85号から議案第87号につきましては、地方自治法の改正による収入役の廃止等に伴い規約の変更に必要な議会の議決を求めたものです。

☆議案第88号

奈良県後期高齢者医療広域連合設立

県下39市町村が後期高齢者医療制度に関する事務を共同処理するための規約を定め、広域連合設立に必要な議会の議決を求めたものです。

☆議案第89号

川西町基本構想

昨年度より審議いただいたとおりました川西町基本構想について議会の議決を求めたものです。

☆議案第90号

総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書

☆議案第91号

医師・看護師等の増員を求める意見書

発議第3号及び発議第4号につきましては、総合周産期母子医療センターの設置と医療体制の充実、また医師、看護師の増員を求める要請書です。

☆議案第92号

川西町立保育所設置条例の廃止

下永保育所の廃止に伴う条例の整備したものです。

2月は、水質改善強化月間です



台所では

- 流し台から、なにもかも流し捨てない!
- 飲み残し、食べ残しを出さない!
- 廃食用油(天ぷら油)は、絶対に流し捨てない!
役場では、廃食用油(天ぷら油)を住民福祉課で引き取っています。また、ふれあいセンターには廃食用油回収ボックスを設置しています。
月1回の廃食用油回収に協力いただいている自治会もあります。
- 水をきれいにするために必要となる水の量(お風呂の水は300リットルとして計算)

牛乳(コップ1杯)	お風呂の水×9杯
天ぷら油(なべ1杯)	お風呂の水×330杯
ラーメンの汁(おわん1杯)	お風呂の水×3.5杯
ビール(コップ1杯)	お風呂の水×8杯
日本酒(おちょこ1杯)	お風呂の水×2.5杯
しょう油(大さじ1杯)	お風呂の水×1.5杯

お風呂では

- シャンプー、リンス、トリートメントはひかえ目に!

トイレでは

- 掃除用洗剤はひかえ目に!

洗濯では

- 洗剤は適量を!

洗車では

- 洗剤やワックスを大量に使わない!
- オイルやバッテリー液を溝に流さない!



川の汚れの原因は?

「環境白書」という政府の報告書では「水質汚濁の原因」を、「(工場、事業場排水は、排水規制の強化で効果が上がっていることから)炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って排出される生活排水に原因がある。」と報告しています。

我が家から川を綺麗にしましょう!

家庭排水は、公共下水道などの施設に入らない限り(浄化槽のトイレも)家のまわりの溝に流れてしまいます。

冬季は大和川の水質が特に悪化しますので、みなさんのご協力を!

海のない奈良県では、川は地域社会に「やすらぎ」と「うるおい」を与え、住民の皆さんの心のよりどころとなる貴重な水辺空間です。住み良い環境を次の世代に確実に引き継いでいきましょう。

啓発物品や資料を利用してください

川西町役場では、水切り袋や廃食用油(天ぷら油)を原料として作られた洗濯用石鹸を無料配布しています。

奈良県から大阪府へ流れる大和川は、国土交通省の調べで平成16年度は全国水質ワースト3位、そして平成17年度は全国水質ワースト1位と水質が悪化し、不名誉な状況となっています。私たちの心のよりどころとなる貴重な川が汚れている原因は何でしょうか。また、どうすれば川に清流を取り戻すことが出来るのでしょうか。今月号の環境ニュースでは原因と対策について考えてみます。

大和川水環境協議会
からのお知らせ。

2月17日(土)～23日(金)

2月は
水質改善強化
月間です。

大和川で「生活排水対策社会実験」を行います。

大和川の汚れの原因の80%
以上は「生活排水」

汚れの主な原因は、台所や
お風呂、洗濯など私たちが
家庭で使った水＝生活排水。
だから、各家庭で汚れた生
活排水を少しずつ減らすこ
とで、大和川の水をきれい
にすることができます。

たとえばこんな工夫で、
汚れた生活排水を
減らすことができます。

子どもたちが、いきいきと水しぶきを上げて遊べる
大和川をとり戻すために、今回は1週間、家庭からの
汚れた生活排水を少なくする取り組みをお願いします。

残さない。

食事は食べる分量だけ作り、
残さないようにする！



ふき取る。

食器やフライパンなどの汚れは、
拭き取ってから洗いましょう！



流さない。

食べ残しや残りクズは、流さず
三角コーナーかゴミばこへ！



問い合わせ先：(事務局)国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 電話072(971)1381

〈情報システム課からのお知らせ〉

奈良電子自治体共同運営ポータルサイト

e 古都なら



奈良電子自治体共同運営システム (e 古都なら)

奈良県と県内市町村で共同開発をおこなってきました、「奈良電子自治体共同運営システム (愛称：e 古都なら)」による申請等行政手続のオンラインサービス (電子申請) の運用が平成18年2月から開始されています。川西町も今後、各種申請・届出や講座・イベントの申込み、施設予約などの行政手続に取り組んでいく予定です。

ご利用の際は、「e 古都なら」ホームページ(<https://e-kotonara.jp/portal/jsp/index.jsp>)にアクセスしてください。

利用者登録

このシステムを利用するには利用者登録が必要です。

- ・申請・届出・講座申込＝インターネット上で登録できます。
- ・施設予約＝利用する施設の窓口での登録となります。

※空き状況照会は、利用者登録の必要はありません。

「e 古都なら」についてのお問い合わせ

掲載されている手続の内容などに関するお問い合わせ、利用者登録や申込み入力等の操作については以下にお問い合わせください。

1. 手続の内容について 講座等を主催する市町村の担当部署へ
2. 利用者登録、申込入力などの操作方法について ヘルプデスク (☎0742-64-0088)

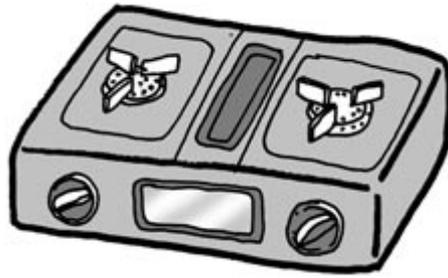
ゴミ収集車から 火災が発生!!

徹底してください

- スプレー缶は必ず使い切り、穴をあける。



- ガスレンジなどは電池を外す。



- たばこの吸い殻をゴミとして出す場合は、水などをかけて必ず消火の確認をする。



- 使い捨てライターは必ず中身を使いきる。



大惨事になってからではおそいのです！
火気を伴うゴミは、ゴミとして出す前に必ず対応を!!

去る、1月10日、川西町の不燃ゴミ収集中のゴミ収集車から爆発を伴う火災が発生しました。はっきりとした原因はわかりませんが、収集車の中で何かが爆発、引火し、燃え移ったと考えられます。
大惨事になる恐れがありますので、上記について必ず徹底して下さい。



問い合わせ

役場住民福祉課

☎ 0745-44-2211

(内線181)

上・下水道料金を改定します

平成19年4月分の料金（5月検針分）から上・下水道料金が変わります。

現行料金を改定する条例の改正案が、平成18年12月議会で可決され、上・下水道料金を平成19年4月分の料金（5月検針分）から改定させていただくことになりました。

使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、今後も上水道の安定給水体制と下水道の適正な維持管理体制を確保するとともに、経営の効率化やサービスの向上に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

改定後の料金と計算方法は、次のとおりです。

水道料金の比較表

使用量 (m^3)	現行料金 (円/ m^3)	改定料金 (円/ m^3)
基本料金	485	585
1～10	132	137
11～20	161	166
21～30	190	195
31～40	219	224
41～50	248	253
51～	287	292

◎水道料金の計算方法

（参考）一般家庭の平均（ 22m^3 /月）

基本料金 585円

1～10 m^3 137円×10 m^3 = 1,370円

11～20 m^3 166円×10 m^3 = 1,660円

21～22 m^3 195円×2 m^3 = 390円

合 計 4,005円

4,005円×1.05（消費税） = 4,205円

水道料金…4,200円（10円未満切り捨て）

※「現行料金より220円増額」

下水道料金の比較表

区 分 (m^3)	現行料金 (円/ m^3)	改定料金 (円/ m^3)
一般排水		
1～300	81	96
中間排水		
301～750	133	156
特定排水		
751以上	170	200

◎下水道料金の計算方法

（参考）一般家庭（ 22m^3 /月）

96円× 22m^3 = 2,112円

2,112円×1.05（消費税） = 2,217円

下水道料金…2,210円（10円未満切り捨て）

※「現行料金より340円増額」

※料金の改定内容など詳細については、この広報の折り込み「上下水道料金改定のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ 川西町上下水道課 ☎0745-43-0331

平成19年度から個人住民税が変わります

税源移譲により、住民税が増えますが、その分、所得税（19年分から）が減りますので「住民税+所得税」の合計負担額は基本的には変わりません。

平成19年度（平成19年6月から納付分）から実施される個人住民税（町民税・県民税）の主な改正内容は次のとおりです。

1 税源移譲に伴う税率構造の改正

「三位一体改革」により“地方にできることは地方に”の方針のもと、国（所得税）から地方（個人住民税）へ税源移譲されることになりました。これにより、地方団体が自主的に財源の確保を行うこととなります。

(1) 個人住民税の所得税率が一律10%（町民税6% 県民税4%）になります。

※均等割4,500円（町民税3,000円 県民税1,500円）は変更ありません。

改正前			改正後（平成19年度から）		
	課税所得金額	税率		課税所得金額	税率
町民税	200万円以下	3%	町民税	一律	6%
	200万円超	8%			
	700万円超	10%			
県民税	700万円以下	2%	県民税	一律	4%
	700万円超	3%			

(2) 所得税の税率が4段階から6段階に変わります。

改正前			改正後（平成19年分から）		
	課税所得金額	税率		課税所得金額	税率
	330万円以下	10%		195万円以下	5%
	330万円超 900万円以下	20%		195万円超 330万円以下	10%
	900万円超 1,800万円以下	30%		330万円超 695万円以下	20%
	1,800万円超	37%		695万円超 900万円以下	23%
				900万円超 1,800万円以下	33%
				1,800万円超	40%



この改正により、課税所得金額が200万円以下の方は個人住民税の税率が5%から10%となるため、所得割額が18年度と比較すると基本的に約2倍になります。また、200万円を超える方についても5%の課税部分がなくなることから所得割額が上がります。しかし、税源移譲の考えは「所得税」と「個人住民税」を合わせた個々の納税者の税負担は極力変わらないよう配慮されていますので基本的には増えません。つまり、『**個人住民税で負担が増える分、所得税の負担が減る**』と言う事です。ただ、19年度個人住民税から「定率減税の廃止」などの改正がありますので、これらに伴う増加分は負担していただくことになります。

では、具体的に税額はどうなるのか比較してみます。

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

●夫婦+子供2人（特定扶養・その他扶養）の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※上記の計算は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、平成19年分所得税、平成19年度分個人住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

(3) 個人住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

個人住民税と所得税の扶養控除や配偶者控除などの人的控除額には差があります（下記参照）ので、それに伴う個人住民税の負担増を調整するために「調整控除」を設け、個々の納税者の人的控除に応じて、住民税所得割額から減額することによって税負担が変わらないようにします。

●住民税と所得税の人的控除（一部）

	住 民 税	所 得 税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

(4) 分離課税等に係る個人住民税の税率割合の改正

総合課税分の所得割の税率が町民税6%・県民税4%に改正されたことにより、分離課税等についてもこの割合（6：4）にあわせ改正されます。

(5) 税源移譲に伴う所要の措置

① 累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止。

② 年度間の所得の変動に関する軽減措置（平成19年度個人住民税のみ適用）

平成19年中の所得税がかからなくて、平成19年度の個人住民税（平成18年中の所得で計算）がかかる場合、新しい税率で計算された個人住民税は増額となっていますが、その分所得税で負担を減額するという恩恵が受けられていない状態にあります。

このような場合、平成20年度において、納税義務者からの申告に基づいて、平成19年度個人住民税を改正前の旧税率にて再計算し減額するという措置が設けられます。

③ 個人住民税の住宅ローン控除制度の創設（平成20年度個人住民税から適用）

今回の税源移譲により、これまで住民税には適用が無かったこの制度を平成20年度分から創設し、既に所得税で住宅ローン控除を受けていた方で、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、毎年3月15日までに市町村に申告（所得税確定申告をする場合は税務署を通じて申告）をすることにより、所得税から控除しきれなかった金額を個人住民税所得割額から控除できるようになりました。

2 定率減税が廃止になります

これまで、景気対策のための軽減措置として実施されてきた定率減税が廃止されます。

●個人住民税

平成18年度	平成19年度
所得割額の7.5%相当額を減税（ただし、20,000円を限度）	廃止

●所得税

平成18年分	平成19年分
所得税額の10%相当額を減税（ただし、125,000円を限度）	廃止

3 65歳以上の方に対する住民税非課税措置廃止に伴う経過措置

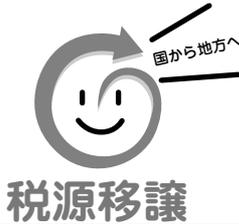
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が平成18年度に廃止され、住民税がかかるようになりました。しかし、急激な負担を緩和するため経過措置として平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には平成18年度は「所得割額・均等割額の2/3を減額」されましたが、平成19年度以降は次のとおりとなります。

	均 等 割 額	所 得 割 額
平成19年度	税額の1/3を減額（町民税2,000円・県民税900円）	税額の1/3を減額
平成20年度以降	減額なし（全額を課税）（町民税3,000円・県民税1,500円）	減額なし（全額を課税）

※県民税均等割について、18年度から「奈良県森林環境税」として年額500円が上乘せされており、これについても経過措置が適用されます。

4 地震保険料控除が創設されます（※住民税は平成20年度から、所得税は平成19年分から適用）

地震災害に対する個人資産の保全を促進する目的から、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されます。



税源移譲

税源移譲については下記ホームページでもご覧になれます。

- ・ 総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
- ・ 奈良県税務課 <http://www.pref.nara.jp/zeimu/>
- ・ 川西町 <http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/>

確定申告は正しくお早めに 納税は納期内に！

2月16日(金)～3月15日(木) ☆土・日は除きます。

町県民税申告相談日割表

月 日	自治会	場 所	時 間
2月23日(金)	中 村	中 村 公 民 館	午前9時～11時30分
	美ノ城		
2月26日(月)	市 場	市 場 公 民 館	午後1時30分～4時
	辻	辻 公 民 館	午前9時～11時30分
2月28日(水)	井 戸	井 戸 公 民 館	午後1時30分～4時
	結崎団地	結 崎 公 民 館	午前9時～11時30分
結崎南団地			
ハッピータウン			
3月1日(木)	出 屋 敷	出 屋 敷 公 民 館	午後1時30分～4時
	美 幸		
3月2日(金)	西 城	西 城 公 民 館	午前9時～11時30分
	東 方	川西町東人権文化センター	午後1時30分～4時
3月5日(月)	上 吐 田	金 福 寺	午前9時～11時30分
	北 吐 田	北 吐 田 公 民 館	午後1時30分～4時
3月6日(火)	南 吐 田	南 吐 田 公 民 館	午前9時～11時30分
	梅 戸	梅 戸 集 会 所	午後1時30分～4時
3月7日(水)	東 城	東 城 公 民 館	午前9時～11時30分
	唐 院	唐 院 公 民 館	午前9時～11時30分
3月7日(水)	保 田	保 田 公 民 館	午後1時30分～4時

町県民税申告に際して！

☆この申告は、非課税証明等の基礎資料と国民健康保険税の課税基礎になりますので、所得の有無にかかわらず申告してください。

☆所得税の確定申告をされる方、および勤務先より年末調整が済み当町に給与支払報告書を提出される方は、申告する必要がありません。

☆この申告書の提出期限は、3月15日です。

必ず期限内に申告してください。

問い合わせ 役場税務課 ☎0745(44)2211(内線133)

確定申告相談日(土・日は除きます)

月 日	場 所	時 間
2月16日(金)～ 3月15日(木) ※2月27日は除きます。	川西町役場 1階 101会議室	午前9時～11時30分 及び 午後1時30分～4時
2月27日(火)	川西町商工会館 2階会議室	午前9時30分～ 午後3時30分

☆2月27日は、税理士3名が申告相談をしますので、お気軽にお越し下さい。

《国税庁からのお知らせ》

国税庁ホームページで所得税の 確定申告書等が作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書等が作成できます。

<http://www.nta.go.jp>

- 画面の指示にしたがって金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。
- カラープリンターで印刷した申告書が、そのまま税務署に提出することができます。
- 国税庁ホームページでは、申告・納付の手続きについて便利な情報をわかりやすく提供しています。

申告書の提出は郵送等が便利です。

平成18年分確定申告期限及び納期限

- 所得税と贈与税 平成19年3月15日(木)まで
- 個人事業者の消費税・地方消費税 平成19年4月2日(月)まで

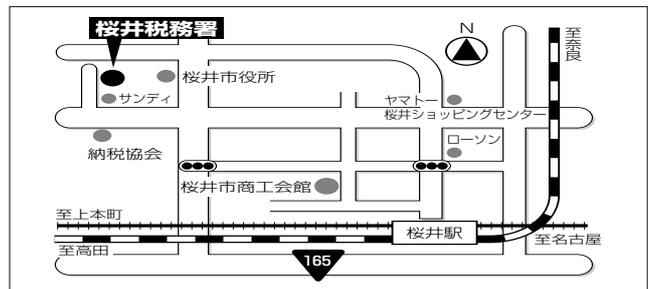
《桜井税務署からのお知らせ》

平成18年分の所得税・消費税・贈与税の 申告指導は、次の会場で行います。

- ・場所 桜井市商工会館 3階
- ・期間 平成19年2月16日(金)～3月15日(木)
※土、日は除きます。
- ・時間 午前9時～午後5時
12時～1時は指導は行っていません。

※会場の都合等により、なるべく午後4時ごろまでにお越し下さい。

(注) 上記開設期間中、桜井税務署では、申告書等の受付のみで申告指導は行っておりません。



問い合わせ (申告書送付先)

〒633-8555 桜井市粟殿185の4 桜井税務署
☎0744-42-3501(代)

川西消防団出初式 1月7日

町の安全を願って…



川西消防団の出初式が町中央体育館で行われ、第1分団、第2分団の各団員と磯城婦人防災クラブ川西支部の皆さんは厳しい寒さの中、規律正しくその勇姿を披露されました。当日の式典と1月12日に行われた連合出初式では、功労のあった消防団員等に表彰状・感謝状が贈られました。(敬称略)

知事表彰	石田和之	警察署長感謝状	池本 真
協会表彰	矢追英樹		乾 康柴
管理者表彰	樋口 潔	町長感謝状	小林弘樹
	福山廣司		勝島 健
支部長表彰	池本 真	団長表彰	樋口 潔
	高村周司		福西広理

平成17年奈良県の火災原因の上位3位は、こんろ・たばこ・たき火となっています。(放火・放火の疑い、を除く)引き続き空気が乾燥しますので火の元には十分ご注意ください。

表紙より

町政功労者表彰



受賞者紹介

中川秀一さん(右から5人目)

川西町公平委員として長年、公平制度の円滑な運営と推進に尽くされました。

成井淑子さん(右から4人目)

川西町人権擁護委員並びに民生児童委員として長年、人権思想の普及・高揚及び民生の安定と児童福祉の向上に尽くされました。

小倉千恵美さん(右から2人目)

川西町体育協会理事として長年、社会体育の振興に尽くされました。

～ 口座振替が断然お得です！～

口座振替なら一度手続きするだけで、あなたの預（貯）金口座から自動的に保険料を納めることができるので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。しかも、「前納」や「早割制度」をご利用になると、保険料が割引されてたいへんお得です。

国民年金保険料を4月分から翌年3月分までの**1年度分を口座振替で前納**にすると保険料が**3,490円**お安くなります。**6か月分**の場合は**940円**お安くなります。
 (※上記の保険料割引額は平成18年度の割引額です。平成19年度は割引額が変わりますのでご了承願います。)

- 1年分（4月分～翌年3月分）
の保険料を口座振替で前納される
場合

※振替日は**平成19年5月1日**です。



お得です！

- 1年前納は4月末、6か月前納は4月末及び10月末の引き落しに限られています。
 (※振替日(月末)が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日が振替日となります。)
- ご希望の場合は、**平成19年2月28日【水】**までに社会保険事務所または金融機関まで。
 ※申出書をご提出していただいても、書類不備等(例：届出印相違)がありますと、口座引落し期日に間に合わない場合があります。提出の際は、申出書を再度ご確認ください、お早めをお願いいたします。

毎月の納付も口座振替がお得です！(早割制度がおすすめです。)

口座振替だけの
割引制度です

引き落とし方法を、毎月納付(当月末振替による早割)にすると保険料が**月々50円**お安くなります。**年間600円**お得です。(※平成18年度の割引金額です。平成19年度は変わります。)

- 原則として初回は、2か月分(前月分・当月分)振替させていただきます。
- 保険料が割引となるのは、当月分からです。※一部免除を承認されている方はご利用できません。

お申込みはお早めに！

- 手続きは、社会保険事務所または金融機関で簡単にできます。(年金手帳または納付書・預(貯)金通帳・届出印をご持参ください。申出書は、社会保険事務所・金融機関に設置しております。)
- 申出書が必要な方は、社会保険事務所までご連絡いただければ郵送いたします。
 ※郵送でも申出書を受付けておりますので、管轄の社会保険事務所までご送付ください。

口座振替のできる場所

全国の銀行、郵便局、農協、信用組合、信用金庫、労働金庫 等
 ご不明な点、詳しくは最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

奈良社会保険事務局桜井事務所 ☎0744-42-0033

現況届の提出が原則不要となりました。

社会保険庁では、年金を受けている方から年に一回、現況届を提出していただくことにより、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をしています。

平成18年10月から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金を受ける権利があるかどうかの確認を行うことになりました。これにより、毎年、誕生月に提出が必要であった現況届の提出が原則不要になりました。

※現況届の提出が不要となる方（住民票コードが確認できた方）には、誕生月の初め頃に現況届の提出が不要となることのお知らせを送付します。

ご注意ください！

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の確認を行えない方については、今後も現況届の提出が必要です。現況届の提出がない場合は、年金の支払いが一時とまりますのでご注意ください。

【主な例】

- 社会保険庁で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方。
- 外国籍（外国人登録）の方。
- 外国にお住まいの方。

加給年金額の対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要です。

○加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要です。

※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみの支払いが一時とまりますのでご注意ください。

○障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要です。

※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時とまりますのでご注意ください。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-07-1165 奈良社会保険事務局桜井事務所 ☎0744-42-0033

公的年金等に係る源泉徴収税額の計算方法が変更されます。

平成18年度所得税法の改正により、国から地方への税源移譲が行われ、平成19年2月15日支払いの年金から公的年金等に係る源泉徴収税額の計算方法が変更になります。

年金と税金について

- 1, 年金のうち、老齢・退職年金には所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。（障害年金・遺族年金には所得税がかかりません。）
- 2, 社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収します。
- 3, 年金の定率減税額は、平成18年度の税制改正により平成19年分以降は廃止になります。
- 4, 扶養親族等申告書を提出された方の公的年金等にかかる源泉徴収税率が10%から5%に引き下げられます。
※所得税の源泉徴収税率が下がった分、平成19年6月頃に市町村から通知がある住民税額は増えますが、所得税と住民税を合わせた負担額は、これまでと変わりません。（ただし、このほか、定率減税の廃止などによる影響があります。）

源泉徴収税額の計算方法

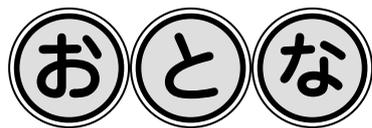
- 「扶養親族申告書」を提出した方の場合（1円未満切り捨て）

源泉徴収税額 = (年金支給額 - ^(注)介護保険料額 - 各種控除額) × 源泉徴収税率 (5%)

- 「扶養親族申告書」を提出しない方の場合（源泉徴収税額の計算方法は、今まで通りです。）

源泉徴収税額 = {年金支給額 - ^(注)介護保険料額 - (年金支給額 - ^(注)介護保険料額) × 25%} × 源泉徴収税率 (10%)

(注) 計算式内の「介護保険料額」とは年金から特別徴収(年金天引き)されたものをさします。



保健センターで実施します

項目	対象	日時	実施内容
高血圧健康相談 ※時間予約制 (1人約30分)	血圧が高いといわれた方	2月20日(火) 実施時間 午前9時30分～ 11時30分	保健師、栄養士が日常生活に関すること、食生活に関することなど個別の相談に応じます。 * 健診や病院の検査結果をお持ちください。

平成18年度生活習慣病予防週間

平成19年2月1日～2月7日は生活習慣病予防週間です。

「メタボリックシンドローム」という言葉をご存知でしょうか？

最近では過食、運動不足によって内臓脂肪が蓄積し、高血圧症、高脂血症、糖尿病などの複数の生活習慣病を合併する人が増えています。このような状態をメタボリックシンドロームと呼びます。これらの病気はお互いが密接な関係をもって発生しており、多く合併するほど動脈硬化を促進して脳梗塞や心筋梗塞などを起こしやすくなります。

●メタボリックシンドロームをチェックしてみましょう！（診断基準）●

ウエスト周囲径 85cm以上（男）
 90cm以上（女）

上記に加え以下のうち2項目

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ①中性脂肪 | 150mg/dl 以上 | } のいずれか又は両方 |
| HDLコレステロール | 40mg/dl 未満 | |
| ②最高（収縮期）血圧 | 130mmHg 以上 | } のいずれか又は両方 |
| 最低（拡張期）血圧 | 85mmHg 以上 | |
| ③空腹時血糖 | 110mg/dl 以上 | |

●メタボリックシンドロームを防ぐ心得10か条●

- ① 適正体重を維持する。
- ② 野菜や乳製品や豆類などをしっかり食べて、バランスのとれた食事を心がける。
- ③ 規則正しい食事をし、朝食をぬいたり、寝る直前に夜食を食べたりしない。
- ④ 脂肪の取りすぎに気をつける。
- ⑤ 塩辛い味付けは避ける。
- ⑥ ジュースやお菓子、清涼飲料水など糖分の多い食品を食べ過ぎない。
- ⑦ ウォーキングやジョギング、水泳など毎日適度な運動をする。
- ⑧ 十分な睡眠、休養を取る。
- ⑨ かならず禁煙。
- ⑩ 適度な飲酒をこころがけ、週2回は休肝日を設ける。

保健センターGUIDE



保健センターで実施します

*母子手帳を持参してください

項目	対象	日時	実施内容
乳幼児相談	生後すぐ～就学前の 育児のことで相談したい方	2月9日(金) 受付時間 午前9時～10時	身体測定、発達・生活・栄養相談
4・5カ月児健康診査	生後4・5カ月児(平成18年8月11日～10月10日生まれ) ※対象者には個別通知します。	2月9日(金) 受付時間 午後1時～1時20分	問診、身体計測、内科診察、生活・栄養相談 絵本の読み聞かせについて
10カ月児健康診査	生後9カ月～11カ月児(平成18年2月16日～5月15日生まれ) ※対象者には個別通知します。	2月16日(金) 受付時間 午前9時～9時15分	問診、身体計測、発達・生活・栄養・歯科相談
1歳6カ月児健康診査	満1歳6～8カ月児(平成17年5月16日～8月15日生まれ) ※対象者には個別通知します。	2月16日(金) 受付時間 午後1時30分～2時30分	問診、身体計測、内科診察、歯科検診、生活・栄養・歯科・発達相談
離乳食教室		3月7日(水)	離乳食ってこんなに簡単！離乳食を分かりやすく紹介します。 持ってくるもの：普段使っている赤ちゃん用スプーン
	★申込み必要★ 2日前までに申し込んでください。	初期から中期	受付時間 午後1時15分～1時30分 ★準備期～2回食までの話と離乳食のデモンストレーション
	中期から完了期	受付時間 午後2時30分～2時45分 ★2回～完了期にかけての話と離乳食のデモンストレーションと試食	

☆平成18年6月2日から麻しん・風しんの予防接種が変わりました。☆

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を用いて1期と2期の合計2回接種となりました。対象児で、まだ接種をしていない場合は早めに受けましょう。

第1期	生後12か月(1歳)～24か月(2歳)未満で1回
第2期	5歳以上7歳未満で小学校就学の1年前から就学する前日まで(いわゆる年長児になった4月1日～翌年3月31日までの間)に1回 *平成18年度は平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方が対象となります。 (平成19年3月31日までに接種を受けてください。)

「緊急地震速報」について

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることにより、地震被害の軽減が期待されます。

しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでは長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合がある、②震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合がある、③まれではあるが、ノイズ（雷や事故など）により誤報が発信されるおそれがある、などの技術的な限界があります。

気象庁では、これらの限界を踏まえて緊急地震速報が地震被害の軽減に有効に活用されるよう提供開始に向けた準備を進めています。

なお、緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp>）をご覧ください。

問い合わせ

役場総務課 ☎0745-44-2211（内線254）

奈良地方気象台防災業務課 ☎0742-22-2556

大丈夫ですか？防災行政無線戸別受信機

万一の災害等に備え、各家庭に設置いただいております防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」といいます。）について、次のポイントをご確認ください。

1. 戸別受信機の設置場所に問題はありませんか？

各家庭に設置いただいております戸別受信機は、その設置場所によっては役場から送信する電波の受信状況が悪い場合があります。このような場合、戸別受信機をできるだけ役場に近い方向に設置いただくとともに、据付のアンテナを伸ばしてください。

2. 電池切れ及び液漏れは発生していませんか？

災害時に停電が発生した場合、通常、各家庭のコンセントより電源をお取りいただいております戸別受信機は、その電源を乾電池に切り替えます。その場合、常時取り付けていただいております戸別受信機内の乾電池が、電池切れであったり、液漏れが生じていたりすると、役場からの放送が受信できません。日ごろから電池切れや液漏れについてご確認くださいませようお願いします。

◎ 電池切れの場合

→ 受信機の乾電池受電ランプが点滅したり、消えていたりします。

◎ 液漏れの場合

→ 乾電池の端子部分に液が付着し、端子破損の原因となります。

※ 戸別受信機について役場からのお願い

◎ 町内から世帯全員が転出される場合、現在設置いただいております戸別受信機は、役場へご返却いただくこととなりますので、転出届等を提出される際に併せてご持参ください。

◎ 災害発生時以外に役場から行事等のお知らせがある場合は、防災行政無線により随時放送しておりますので、そちらの方もご確認ください。

問い合わせ 役場総務課 ☎0745-44-2211（内線255）

伝言板

DENGONBAN

上級救命講習会

応急手当には、さまざまなものがありますが、命を救うために人工呼吸や心臓マッサージ、また心臓への除細動（電気ショック）を速やかに行うことが重要です。一般の人が電気ショックを行う機器「AED」を用いることが認められました。

磯城消防署では、高度な知識を学ぶ上級救命講習会（年1回）を開催しますので是非ご参加ください。

日時 2月25日(日)

午前8時45分～17時30分

場所 磯城消防署

内容 上級救命講習（AED取扱い及び心肺そ生法などの応急手当）

受講料 無料

申し込み・問い合わせ

磯城消防署救急係

☎0744-33-2461

国保中央病院組合 職員募集

職種・採用 若干名

事務職員（昭和57年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で大学卒業程度の知識を有する人）

試験日 1次 2月25日(日)

2次 3月10日(土)

（1次試験合格者のみ）

受付期間 2月1日(木)～20日(火)

土・日・祝日を除く。郵送による受験申し込みはできません。

試験内容 1次 教養・専門試験

2次 論文・口述試験

採用日 原則として平成19年4月

1日以降の予定

問い合わせ・書類配布・受付

国保中央病院事務部（2F）

企画総務課 ☎0744-32-8800

（内線2212）

奈良県最低賃金

奈良県における平成18年度の最低賃金は、特定の産業に適用される産業別最低賃金の金額も改正され、下表のとおりとなりました。

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用される最低賃金等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を払わなければなりません。

最低賃金件名	日額	時間額
奈良県最低賃金 (18.10.1発効)	—	656円
産業別最低賃金		
一般機械器具製造業 (18.12.25発効)	—	761円
電機関係製造業※ (18.12.25発効)	—	761円
自動車小売業 (18.12.25発効)	—	760円
木材・木製品・家具・ 装備品製造業 (製材熟練等) (元.1.25発効)	6,527円	816円

※ 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業

「ねえ みんな、この金額に目を留めて。」

○産業別最低賃金の適用については、年齢・業務により適用除外となる場合があります。

詳しいことは、奈良労働局又は最寄の労働基準監督署へお気軽にお問い合わせください。

奈良労働局賃金室

☎0742-32-0206

桜井労働基準監督署

☎0744-42-6901

でんいち先生



（川西町同和問題啓発活動推進本部）

交通ルールを 楽しく学習しました



12月11日、12日に川西幼稚園と成和保育園で交通安全教室が行われました。交通安全母の会の委員の皆さんは、子ども達が、交通ルールを正しく理解するにはどうすればいいかなどを試行錯誤しながら準備を進めてこられました。

当日は、紙芝居やクイズ、奈良県警察マスコット“ナポくん”の協力もあり、園児達は楽しく交通安全を学ぶことができました。

全国表彰を受けました

川西町交通安全母の会は、町内の学校や幼稚園などから選出されたお母さんが委員として活動されています。

昨年12月7日、東京で開催された第33回交通安全母親全国大会で、長年地域で積極的に交通事故防止活動を行ってきたことが評価され、表彰を受けました。

受賞にあたり、会員の皆さんは「今後も、母親の視点から様々な交通安全活動を展開していきたい」と語っておられました。

道路を渡るときは右見て、左見て



交通安全母の会では、母親の視点で道路への飛び出しが心配されるところ、見通しの悪い交差点などを中心に、一旦停止を促す足型マークを設置しています。

足型マークを見かけたら、子ども達と一緒に一旦立ち止まり、安全確認を習慣付けましょう。

町民憲章

- 緑豊かなまち。美しい自然と環境を守り、住みよいまちを創りましょう。
- 未来に伸びるまち。産業の振興につとめ、活力あるまちを創りましょう。
- 平和に暮らせるまち。人権を尊重し、笑顔あふれる優しいまちを創りましょう。
- 歴史が息づくまち。貴重な文化遺産を守り、文化の香り高いまちを創りましょう。
- 健康あふれるまち。心身をきたえ、スポーツに親しみ、明るいまちを創りましょう。

人口/9,318人

男 4,501人

女 4,817人

世帯数/3,370世帯

(平成19年1月1日現在)



チケット発売案内

— ぜひおこしく下さい。 —

発売日	催し物	金額	開演日時
	子どもフェスティバル2006 川西町少年少女合唱団 川西町和太鼓講座 川西町子どもお琴教室 スマイル川西	入場無料	2月25日(日) 午後2時開演
発売中	川西町民劇団コスモス —安来節の女— あらえっさっさ物語(2幕10場) 岡田隆志 作・演出	前売 600円 当日 1,000円	3月25日(日) 午後2時開演

第2回 市町村対抗子ども駅伝競走大会

— 出場メンバー紹介 —

子どもたちの体力向上と連帯感を養うために3月3日(土) 広陵町馬見丘陵公園で市町村対抗子ども駅伝大会が開催されます。

川西町からも5・6年生の男女13名が代表選手として参加します。力を合わせて元気いっぱい頑張ってください。

唐院小	6年	大元	潤
二階堂小	6年	駒	晃樹
結崎小	6年	小田原	大樹
		泉澤	匡寛
		辻内	秀俊
		丹羽	峻太
		船津	宏
		金沢	杏純
結崎小	5年	乾	彩香
		喜多	紗椰
		藤原	舞花
		矢追	侑加
		山下	葵



◎ 2月の町民開放日(体育館アリーナ)は2月25日(日)です。(対象者は、川西町在住・在勤者)

◎ 3月分の運動場抽選会は2月26日(月)中央体育館2階会議室で、午前9時より行います。



町立図書館

2・3さいのひとのための えほんのへや

2月10日(土) 10時30分～10時50分
としょかん2かい おはなしのへやで

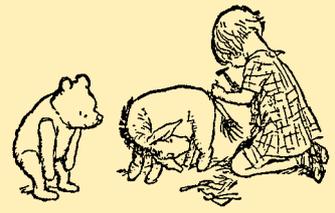
2・3歳の子どもたちを対象に“えほん”の読み聞かせをします。
次回は4月を予定しています。
保護者の方も一緒にどうぞ。



「せんべ せんべ やけた」

2月のおはなし会

- ◎小さい人 4才～1年生まで
2月10日(土) 11時～11時30分
- ◎大きい人 2年生～中学生まで
2月24日(土) 11時～11時30分
- どちらも 図書館2階 おはなしのへやで



「クマのプーさん」

本はたのしい! 本はともだち!

一緒に、子どもの本のことを考えてみませんか?
年齢別のリストもお渡しいたします。

本を選ぶ参考にどうぞ!

とき 平成19年2月15日(木)
10時30分～11時30分
ところ 図書館おはなしのへや

えほん相談室

図書館のホームページをご利用ください

図書館のホームページでは、利用案内や行事のお知らせ、蔵書の検索ができます。アドレスは、次のとおりです。どうぞご利用ください。

<http://www.library.kawanishi.nara.jp>

こんな本もどうぞ ～新しくいった本から～

- | | | |
|---------------------|-----------------------|----------|
| 揚羽蝶 | 泡坂 妻夫 | 徳間書店 |
| 頭がよくなる照明術 | 結城 未来 | PHP研究所 |
| アメリカの終わり | フランス・フケマ | 講談社 |
| アラスカを追いかけて | ジョン・グリーン | 白水社 |
| ええ加減にしなければ! アメリカはん | 米谷ふみ子 | 岩波書店 |
| おうちで楽しむ日本の行事 | 広田千悦子 | 技術評論社 |
| 大奥の奥 | 鈴木由紀子 | 新潮社 |
| おとなのいのちの教育 | 杏野治太郎 | 河出書房新社 |
| おまけより割引してほしい | 百野原重明 | ちくま新書 |
| おりがみ花くす玉 | 徳田 堅二 | 誠文堂新光社 |
| きつねのはなし | 布施 知子 | 新潮社 |
| クラウドニア奇蹟の愛 | 森見登美彦 | 新潮社 |
| グレート・ギャツビー | 村尾 靖子 | 海拓舎 |
| 検証国家戦略なき日本 | S・フィッツジェラルド
村上春樹/訳 | 中央公論新社 |
| 御隠居忍法亡者の鐘 | 高橋 義夫 | 新潮社 |
| 困ったときのパソコンらくらく処方箋 | 清水 香 | 中央公論新社 |
| こんな時、あなたの保険はおりののか? | 坪内 稔典 | 日経BP社 |
| 子規のカステラ・漱石のココア | 吉村 昭 | ダイヤモンド社 |
| 死顔 | 八代 薫 | 日本放送出版協会 |
| 再生医療のしくみ | 中内 馨 | 新潮社 |
| 寂聴さんがゆく | 瀬戸内寂聴 | 日本実業出版社 |
| 双六で東海道 | 丸谷 才一 | 平凡社 |
| チーム・バチスタの栄光 | 海堂 尊 | 文芸春秋 |
| 中庭の出来事 | 恩田 陸 | 宝島社 |
| 21世紀仏教への旅 インド編上・下 | 五木 寛之 | 新潮社 |
| パイロットになるには | 阿施 光南 | 講談社 |
| 馬琴の嫁 | 群 ようこ | 講談社 |
| 「日の丸・君が代」を強制してはならない | 澤藤統一郎 | 岩波書店 |
| ヒラリーとライス | 岸本裕紀子 | PHP研究所 |
| ファンタジーのDNA | 荻原 規子 | 理論社 |
| 藤原正彦の人生案内 | 藤原 正彦 | 中央公論新社 |
| 本能はどこまで本能か | マーク・S・ク
フラン・パンテ | 早川書房 |
| <モノの作り方>がズバリ! わかる本 | | 河出書房新社 |
| 病は危から | 中原 英臣 | 小学館 |
| ライオンと蜘蛛の巣 | 手嶋 龍一 | 幻冬舎 |

～図書館カレンダー～ ● は休館日 ■ はおはなし会

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28				25	26	27	28	29	30	31

町立図書館：川西文化会館内 電話 0745-44-2212 FAX 0745-44-2920 休館日/毎水曜日・祝日
第一金曜日・年末年始・特別整理期間 開館時間/9:30～17:00